

議第 4 号 都市計画法第 34 条第 12 号区域の追加指定について（日高市決定）

都市計画法第34条第12号区域の追加指定について

都市計画審議会資料
都市整備部都市計画課

1 都市計画法第34条第12号区域について

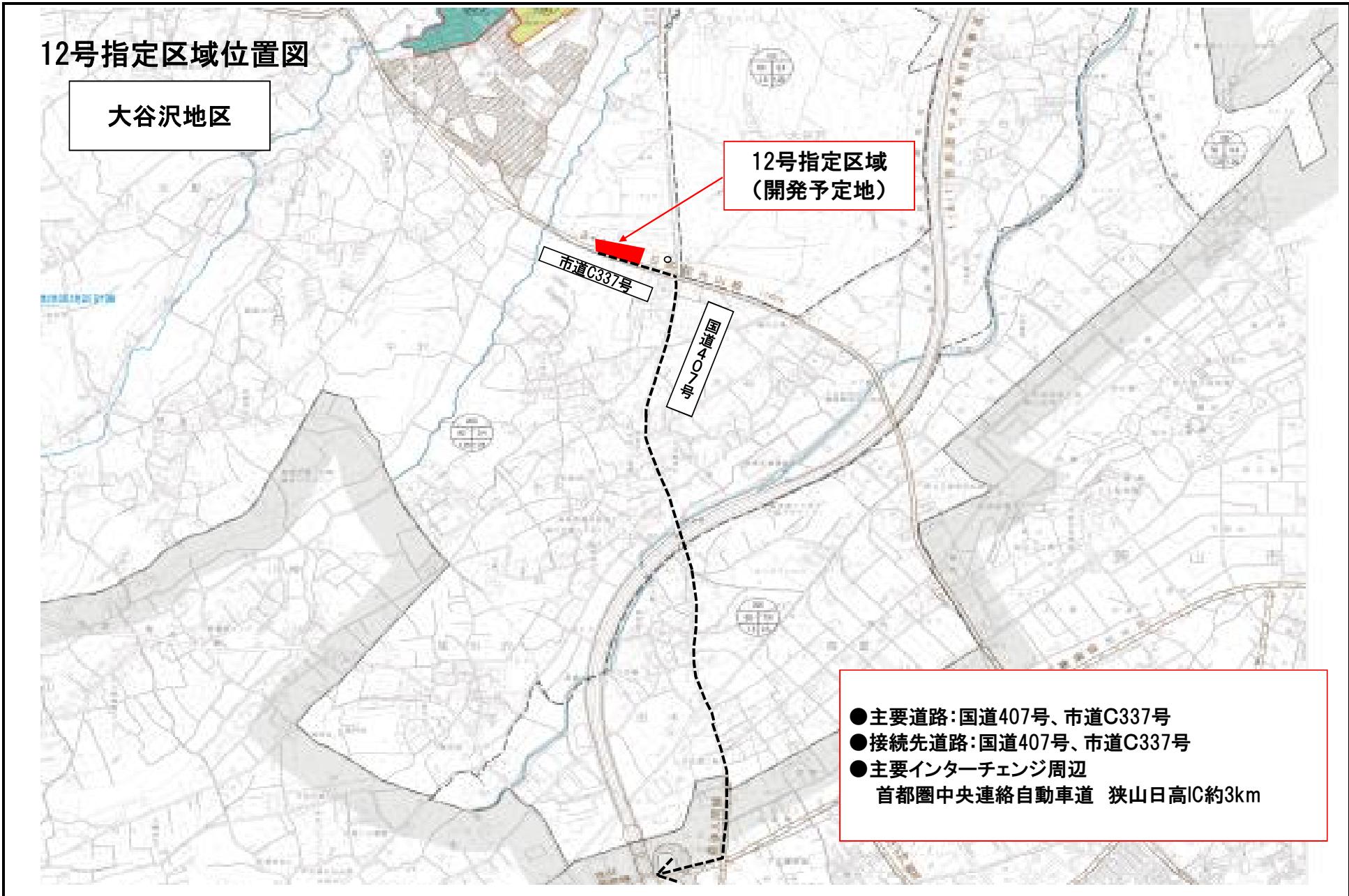
日高市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例第4条第1号の規定に基づき、区域及び予定建築物の用途を限り、立地を認めるもの。

2 追加する12号指定区域の概要

(1) 大谷沢地区

| | |
|---------|---|
| 12号指定区域 | 大字大谷沢字藤塚（元上大谷沢新田）の一部（別図1、2のとおり） |
| 道路網 | 狭山日高インターチェンジまで約3km |
| 面積 | 追加指定面積：約0.8ha |
| 上位構想 | 工業系地域（市土地利用構想） |
| 土地利用状況 | 山林 |
| 道路 | 市道C337号線（幅員約6.5m）に接道 |
| 排水 | <ul style="list-style-type: none">・ 工業排水は無し・ 生活排水は、敷地内で合併処理浄化槽による処理後、市道C337号線内を道路占用地、排水管を敷設した上で、入間第二用水土地改良区管理の平松線用水路に放流する（道路管理者、入間第二用水土地改良区との調整済み）・ 雨水排水は、敷地内に浸透処理施設を設置し、浸透・貯留による処理 |
| 上水道 | <ul style="list-style-type: none">・ 水道事業者の同意あり・ 計画使用水量の過半が水道水 |

| | |
|----------------|--|
| 予定建築物の 主要用途 | 工場 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none">開発区域内に都市計画施設（都市計画道路 3・4・48 日高智光山線）あり親会社が土地所有者 |



別図2

